

議案第44号

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月8日

西脇市長 片山象三

(理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

西脇市消防団員等公務災害補償条例（平成17年西脇市条例第 177号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の右に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「満22歳」を「22歳」に改め、「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「満22歳」を「22歳」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「満60歳」を「60歳」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の右に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下同じ。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の西脇市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づいてこの条例の適用の日から施

行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。